

先進的植物バイオ技術活用促進事業公募要領

平成27年9月

1. 支援事業の条件

【支援事業の目的】

一般社団法人健康ビジネス協議会（以下「協議会」という。）では、健康に関連する新たな素材・技術等（以下「新素材・技術等」という。）を活用した付加価値の高いビジネスの創出を支援しているところです。

特に、新潟県内企業が先進的な植物バイオ技術を確立したことから、協議会では新素材・技術等に「植物バイオ技術」を位置づけるとともに、このたび、県内企業等が当該技術を活用して開発した商品の安全性や効果等に関する評価・試験に対する支援を行い、企業の商品開発を促進します。

そして、本事業の実施により、多くの成功事例を輩出することで、健康関連産業における新たな分野への新規参入や新事業展開を促進します。

【支援対象】

新潟県内に本社又は事業拠点を有する協議会会員企業が、他の企業や研究機関等と連携・協働する等により、自ら、又は研究機関、受託分析機関等に委託して実施する先進的な植物バイオ技術を活用して開発した商品の安全性や効果等に関する評価・試験。

【支援内容】

補助額	補助率	対象事業
250万円以内/1件	補助対象経費の1/2以内	先進的な植物バイオ技術を活用して開発した商品に関する安全性や効果等に関する評価・試験

【補助対象経費】

経費区分	内 容
物品費	設備備品費、消耗品費
人件費・謝金	職員人件費、専門家謝金、被験者謝金
旅費	職員旅費、専門家旅費
その他	印刷代、製本代、複写費、現像・焼付け費、会場借料、通信費、運搬費、光熱水料、委託費、外注費、機械器具の借料及び損料、研究実施場所借り上げ費、機器修理費用、振込手数料、旅費以外の交通費、研究成果発表費用、実験廃棄物処理費、その他研究事業の実施に必要な経費

※本事業では、消費税を補助対象外経費とします。

【採択予定件数】

2件程度

【支援期間】

支援決定の日から平成28年3月15日まで。

2. 応募の手続き及び日程

【提出書類】

- ①先進的植物バイオ技術活用促進事業公募申請書（別添様式二種）
- ②パンフレット等、会社や商品の概要がわかるもの
- ③貸借対照表及び損益計算書、又はこれに類するもの（直近3年間）

※コピーやパソコン印刷の場合は必ず片面印刷とし、左肩をホチキス留めしてください。

【提出部数】

6部（正1部、副5部）

【提出期限】

平成27年9月28日（月）17:00必着

※郵送等の場合は、提出期限までに届かない場合がありますので、期限に余裕をもって送付してください。（提出期限までに届かない場合は、原則、受付することはできません。）

【提出方法及び提出先】

所定の提出書類を、提出期限までに協議会に提出してください。

なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

◆提出方法：持参、又は郵便・宅配便等による送付

なお、E-mail 及びFAX による提出は受け付けません。

◆提出先：〒950-0078

新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル10階

一般社団法人健康ビジネス協議会 伊藤宛

TEL 025-246-4233

3. 審査及び採択後の手続き等

【選定方法】

専門家らによる審査会を実施し、その結果を踏まえて協議会が選定します。

※選考にあたり、事業内容等について電話等で確認させていただく場合があります。

【採択・公表】

平成27年10月頃を目処に内定する予定です。採択結果を通知し公表します。

【補助金に係る経理及び会計書類】

補助対象者の会計規程等に従って適正に執行していただきます。

なお、評価・試験計画書（仕様書）、見積書、評価・試験依頼書、契約書、請求書、領収書等の支払いを証明する書類の会計書類を事業の終了後を提出していただきます。また提出書類は事業終了後最低5年間保管願います。

上記の会計書類の写し、評価・試験結果報告書の写し、商品化計画書等を確認後、最終的な補助額（支払額）を決定します。

4. 実施上の留意点

【補助金執行スキーム】

補助金の交付を受ける者は補助対象者とし、その補助対象者が支出する経費を補助対象とします。

連携参加者の経費を補助対象とする場合は、購入した証拠書類（見積書、納品書、請求書等）を添付し補助対象者代表団体に対し立替払請求を行うか、補助対象者代表団体と連携参加者で委託契約を締結し請求を行うか、いずれかの方法をとってください。

【事業内容の変更】

補助対象者が補助対象事業の内容を変更するとき、又は、20%を越える補助対象経費の増減をするときは、事前に協議会の承認を受けなければなりません。

【報告書等の提出】

先進的な植物バイオ技術を活用して開発した商品に関する安全性や効果等に関する評価・試験を実施した後、完了報告書（会計書類の写し、評価・試験結果報告書の写し、商品化計画書等を添付）を提出していただきます。

なお、本事業終了後、試験結果の活用状況や、その後の展開等についてのフォローアップ調査に御協力いただきます。

【事業成果の公表】

本事業の成果は、公表を原則とします。

また、協議会や新潟県が実施する成果報告会、セミナー等で発表を要請する場合があります。ただし、特許出願等の知的財産保護等の支障がある場合はこの限りではありません。

【財産の取得及び処分の制限】

本事業で定める財産とは、取得価格又は効用の増加価格が1件50万円以上のものとします。

本事業で取得する財産の処分制限期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月通商産業省告示360号）の別表の一の項に定める期間とします。

本事業で取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的にしたがって効率的な運用を図ることとします。

本事業で取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、事前に承認を受けることとします。また、処分により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を協議会に納付することとします。

【その他】

本事業は、新潟県より受託し実施するものです。